

南北朝・室町前期信濃守護小笠原氏の人的基盤についての基礎的考察

花岡, 康隆

(出版者 / Publisher)

法政大学大学院

(雑誌名 / Journal or Publication Title)

大学院紀要 = Bulletin of graduate studies / 大学院紀要 = Bulletin of graduate studies

(巻 / Volume)

66

(開始ページ / Start Page)

286

(終了ページ / End Page)

265

(発行年 / Year)

2011-03-31

(URL)

<https://doi.org/10.15002/00007591>

南北朝・室町前期信濃守護小笠原氏の人的基盤についての基礎的考察

人文科学研究科 日本史学専攻

博士後期課程一年 花岡 康隆

はじめに

小笠原氏は鎌倉初期の加賀美長清を祖とする甲斐源氏の雄族である。鎌倉幕府滅亡の際には足利尊氏に与して活躍し、建武政権・室町幕府のもとでは信濃守護職に補任されるが、鎌倉期以来の伝統的基盤を分国内に持たないという来歴から、その守護としての権力形成は在地勢力や幕府の政治動向に大きく左右されたのであった。¹南北朝・室町期における信濃守護小笠原氏について検討した論稿や自治体史などが多いが、依然として、その存在形態や動向など、更なる考察を加える余地があるように思われる。特に、小笠原氏の権力を構造的に捉えるという視点が必要であろう。

ところで、一国の守護支配の内実や権力構造について考えるとき、一門や被官など、守護の人的基盤の解明が重要な論点の一つとなるということに異論はないだろう。守護の被官構成についての研究は多いが、最近では、松本一夫氏が薩摩島津氏や下野宇都宮氏の一門・被官構成を検討され、貴重な研究成果と分析視角を提示されている。²

信濃守護小笠原氏の一門や被官層については、小笠原氏一門の赤沢氏・坂西氏・二本氏³に関する研究や、後藤若孝氏による『諏訪御符礼之古書』⁴に見える小笠原氏被官についての概説⁵などがある。しかし、前者については氏族についての個別

的な研究であり、後者についても概略的・部分的な検討にとどまっており、依然として信濃守護小笠原氏における人的基盤の全体像について論じた専論は無いといえる。

本稿では、小笠原氏が信濃守護としての活動を始める南北朝初期から、小笠原氏に内訌が起こり守護家が分裂する文安年間までに時期を限り、小笠原氏による守護支配機構や家政機構において活動する一門・被官について検出し、その構成や人的基盤としての特徴について考察を試みたい。この検討を通じて、小笠原氏が信濃に形成した勢力の内実や、小笠原氏の信濃守護としての性格の一端を垣間見ることができると考える。

1 信濃守護小笠原氏の一門・被官の検出

本章では、南北朝期から文安年間までの間に、信濃守護小笠原氏の人的基盤として活動する人物を検出する。

その際、検出の対象としては、信濃守護小笠原氏による分国支配に関わる活動や軍勢動員、信濃守護家の家政機構において活動する人物を検出する。信濃守護の麾下において活動する人物で小笠原氏を出自とするものは信濃守護家の人的基盤を構成する一門と認定して検出した。小笠原氏を出自としない人物については、守護公権にもとづく動員ではないと推定・判断しうるものを被官と認定して検出

した。⁷

(1) 小笠原姓を名乗る一門

(イ) 小笠原兼経

南北朝初期において(二)項の経義とともに守護代として活動する人物として小笠原兼経がいる。仮名は余次・弥次郎として見える。建武二年(一三三五)三月の北条氏与党人蜂起の際に軍忠を挙げた市河氏の着到状に証判をすえた事例が活動初見である。同年五月十六日にも市河助房の着到状に証判をすえている。建武三年(一三三六)二月二十三日には、更級郡において北条大夫四郎・北条丹波右近大夫・深志介知光らが蜂起した際、守護代として村上信貞とともに出陣し、同年十一月には、新田義貞の北陸下向をうけて、弟の経義とともに越後国に出陣している。¹¹

康永二年(一三四三)二月二十日には守護小笠原貞宗より、信濃国水内郡太田庄大倉郷の沙汰付を命じられている。¹² 観応擾乱勃発後の観応二年(一三五二)正月十日には、守護小笠原政長の弟政経とともに筑摩郡放光寺に籠もり、直義方守護の諏訪直頼と戦い降参している。¹³ 同年六月、信濃国野辺原において大将として武田文元を率いて直義党の禰津宗貞と戦った「小笠原余次為経」も同一人物である。¹⁴

(ロ) 小笠原次郎太郎

建武二年八月一日、北条氏の残党が籠もった佐久郡望月城を攻めた際、小笠原次郎太郎が大将を務めている。¹⁵ また、同年九月晦日、北条氏残党の討伐のため伊那郡に出陣した際にも、次項の小笠原四郎とともに大将を務めている。¹⁶ この人物については、実名・系譜関係は明らかにならない。

(ハ) 小笠原四郎(山中政宗)

前項で述べたように、建武二年九月晦日に小笠原次郎太郎とともに小笠原四郎が伊那郡に出陣している。この人物は、徳治二年(一三〇七)五月日円覚寺毎月四日大齋結番、徳治二年七月十二日「鳥ノ餅ノ日記」に得宗家に出仕する被官としてその名が見える。この小笠原四郎については、先行研究は実名を不明とするが、この時期に「小笠原四郎」と名乗る人物としてふさわしいのは小笠原長氏の五男政宗が指摘できる。政宗は諸系図の注記に「山中四郎」とあるように、鎌倉期に分派した小笠原氏の一門山中氏の祖である。¹⁹ 山中という名字は甲斐国都留郡山中郷に由来するものである。²⁰ なお、2章で詳述するように、南北朝期に山中氏は陸奥国に分派していたようである。

(ニ) 小笠原経義

(イ) 項の兼経とともに南北朝初期に守護代として活動する人物として小笠原経義の活動が確認できる。仮名は余三で、兼経の弟にあたる。建武三年六月二十五日、水内郡牧城に香坂心覚らが蜂起した際に出陣し、この時の合戦で提出された市河経助・助泰の軍忠状に証判をすえている。²⁰ 同年十一月に兄の兼経と越後国に出陣した際にも、市河親宗の着到状・軍忠状に証判をすえている。²¹ 兼経・経義兄弟と、当該期の信濃守護小笠原貞宗・子息政長との関係は不明であるが、守護代として活動していることから血縁的に近い関係にあったことが推測される。

なお、兼経と経義は同時期に守護代としての活動徴証が見えることから、南北朝において信濃小笠原氏は同時に複数名の守護代を任用していたことが分かる。

(ホ) 小笠原七郎(二木政経)

康永四年(一三四五)八月二十九日の天龍寺造営供養に小笠原政長らとともに

参列している小笠原七郎政経とは、小笠原貞宗の四男で政長の兄弟にあたる人物である。²² 観応二年正月十日には、守護代小笠原兼経とともに筑摩郡放光寺に籠もり、直義方の諏訪直頼と戦っている。²³

政経は建武二年に小笠原貞宗が獲得した信濃の府中近傍の所領である安曇郡住吉庄内の二木郷を得て二木氏の祖となる人物であり、当該期の信濃守護小笠原氏を支える有力な一門であったといえる。なお、『開善寺過去帳』²⁵によると、政経は応永六年（一三九九）八月二十六日に没したとされるが年代的には問題がある。

(ハ) 小笠原蔵人・(ト) 小笠原又六

観応二年八月、京都を脱出した足利直義および直義党の武士が鎌倉への下向を図った際、尊氏に与した小笠原政長に従って遠江国・信濃国において直義方と合戦した佐藤元清の軍忠見知人として、十一月の遠江国佐江中山における軍忠を見知した小笠原蔵人・十二月の信濃国小泉郡夜山における軍忠を見知した小笠原又六の名が見える。²⁶ いずれも実名や系譜関係は不明であるが、信濃守護小笠原氏の一門として従軍したものとみてよいだろう。

(チ) 小笠原伊豆守（赤沢経光）

観応二年十一月、尊氏方に与する小笠原政長が信濃から遠江国に出陣した際、遠江国佐夜中山において小笠原伊豆守が直義党の上杉憲頭と合戦に及んでいる。²⁷ この人物は、小笠原氏一門赤沢氏の赤沢経光とされている。²⁸

赤沢氏は伊豆国赤沢郷を名字とする小笠原氏一門とされ、²⁹ 諸系図によると、小笠原長忠の弟清経を祖とする。小笠原長氏の子息長興が赤沢常興の猶子となっており、赤沢政常の娘は小笠原宗長の妻となつて小笠原貞宗を産むなど、³⁰ 赤沢氏は鎌倉期から信濃守護嫡流家の系統と密接な関係を結んでいる。³¹ また、赤沢氏の祖とされる清経は鎌倉前期には在京活動をみせており、『葉黄記』宝治元年（一二

四七）五月九日条において小笠原長経と新日吉社小五月会の流鏑馬の射手を勤めている。

長祿二年（一四五八）八月の足利義政御内書が、「小笠原被官人中」と別個に「小笠原赤沢一族中」に対して発給されているように、赤沢氏は室町期に有力一門の家として台頭を見せる一族である。信濃においても要地を知行しており、大塔合戦の際に守護小笠原長秀が籠もった塩崎城は赤沢氏の居城とされる。長祿三年（一四五九）には信濃国更級郡四宮荘を、長享年間以降には筑摩郡浅間郷を領有していることが確認できる。³⁴

赤沢氏は細川氏の内衆となる一族も派生しており、康正二年（一四五六）に細川道賢の使者として小笠原光康に遣わされた赤沢政吉や、細川政元の被官として活動する赤沢朝経などが著名である。³⁵ このような室町期における京都を中心とした赤沢氏の活発な活動は鎌倉期における在京活動によってその基礎が築かれものとみてよいだろう。

(リ) 小笠原十郎次郎政光・(ヌ) 小笠原又三郎宗光

康永四年八月二十九日の天竜寺造宮供養に、小笠原政長・小笠原七郎政経らとともに供奉した人物として小笠原十郎二郎政光・小笠原又三郎宗光の名が見える。³⁶ その名乗り・通字や、左右で行列に供奉していることから両者は血縁的に近い一族と見ることができよう。あるいは兄弟であろうか。天竜寺造宮供養には、信濃守護家以外の小笠原氏の名も見えるため判断は難しいが、観応二年六月、尊氏方に与した小笠原政長が信濃国において直義方の軍勢と合戦した際、小笠原十郎次郎が（イ）項の兼経とともに大将として出陣している。³⁷ 同年八月にも小笠原十郎次郎は「奥郡静謐」のため出陣している。³⁸ 政光はこの人物と同一とみられるため、政光・宗光は信濃守護小笠原氏の人的基盤を構成する一門と考えることができるが、系譜関係等は不明である。

(ル) 小笠原五郎太郎

観応二年六月、尊氏党に与した小笠原政長が信濃国高井郡野辺原において直義党の禰津宗貞と合戦した際、小笠原五郎太郎が小笠原氏に属した武田文元の軍忠を見知している。³⁹ 実名や系譜関係は不明である。

(ヲ) 小笠原清政

貞治四年(一三六五)七月、小笠原長基は弟の小笠原遠江次郎(清政)に信濃国安曇郡大和田郷を兵糧料所として預け置いている。⁴⁰ 当該時期は、旧直義党武士の復帰という流れの中で、小笠原氏に代わって上杉朝房が信濃守護職に補任されている。⁴¹ 先行研究ではこの預置をもって小笠原長基の軍事指揮権者としての地位を示すものとされているが、これは、長基が小笠原氏惣領としての立場で庶子の清政に預置いたという性格が強いものである。⁴² 清政は父政長より美濃国中河御厨を譲与されるが、⁴³ 永徳三年(一三八三)四月には甥の政康に譲与している。⁴³

(ワ) 小笠原小次郎長将

永徳三年二月、小笠原長基は三人の子息、長秀・小次郎長将・土犬丸(後に信濃守護となる政康)に所領を譲与している。⁴⁴ 小次郎長将は信濃国筑摩郡塩尻郷・片切郷折中分を譲与されている。⁴⁵ 長将は永享十二年(一四四〇)、結城合戦に従軍して戦死したとされているが、「結城陣番帳」にその名の記載が無く年代的にも問題がある。⁴⁶ 長将の系統は府中地域に独自の勢力を形成していき、文安三年(一四四六)には子息の持長が信濃守護職をめぐって従兄弟の宗康と争うこととなる。⁴⁷

(2) 大井甲斐守光長

大井氏は小笠原氏の祖長清の七男朝光を祖とし、信濃国佐久郡大井荘を名字の

地とする小笠原氏一門である。⁴⁸ 貞和五年(一三四九)から翌観応元年(一三五〇)

にかけて、守護代として信濃国水内郡太田庄内大倉郷の遵行に大井甲斐守光長が関わっている。⁴⁹ 応永七年(一四〇〇)七月、信濃守護に再任した小笠原長秀が信濃に入部すると、大井光矩が守護小笠原長秀と一國成敗のことを談じている。⁵⁰ 一方、守護方と国人方との仲介役を務めたり、同年九月に守護方と国人勢との間で勃発した大塔合戦では中立的な立場をとるなど、室町期までには信濃守護家に対して相対的に独立した立場を取っていることがわかる。

(3) 坂西氏

正平七年(文和元、一三五二)二月の武蔵野合戦の際、尊氏方に与した小笠原政長とともに「坂西」が出陣している。⁵¹ 文和四年(正平十、一三五五)八月二十日の桔梗ヶ原合戦においても、信濃守護小笠原長基とともに「坂西」が宗良親王方と合戦している。⁵¹ いずれの事例も実名は不明である。

応永七年九月の大塔合戦の際には、坂西次郎長国が大塔城に籠城して奮戦している。⁵² また、永享十二年七月の結城合戦に出陣した小笠原政康に従った信濃国人の交名である「結城陣番帳」に、⁵³ 十九番に勤番した武士として「坂西殿」と見えるが実名は不明である。

小笠原政康の死後の文安三年、信濃守護職をめぐって政康の子息宗康と従兄弟の持長が対立し信濃国水内郡の漆田原で合戦になると、坂西上総介が「無一家臣」として持長方に与している。⁵⁴ この人物についても実名は不明である。この坂西氏に加えて、後述する二木・溝口氏が持長を支持した背景には、長将 持長系統の府中地域への影響力があつたものとされる。⁵⁵

坂西氏は阿波国板野郡坂西庄を名字とする一門であり、小笠原貞宗の三男孫六宗満が坂西氏を称したことに始まるとされる。⁵⁶ また、坂西氏は室町後期の享徳年間からは筑摩郡深志郷を領有して、国衙在庁職とみられる「深志介」を継承して

いる。⁵⁷

小笠原氏と阿波国との関係は、小笠原長経が承久の乱の勲功として阿波守護に補任され、その後鎌倉期を通じて同国守護職を小笠原氏が掌握していたことによつて生じた。⁵⁸ 小笠原氏と阿波国坂西荘との関係については、正応二年（一二八九）以前に小笠原長政の子息泰清が坂西下庄を知行していたことが確認できる。⁵⁹ 小笠原泰清は霜月騒動の際に安達泰盛方に与して敗死し、坂西下庄を失つてしまふ。⁶⁰ 前述した、坂西氏の祖とされる宗満と霜月騒動で坂西下庄を失つた泰清との関係は明らかにならないが、幕府滅亡とともに坂西下庄を宗満が拝領した、もしくは霜月騒動で没落しなかつた長氏、宗長系が坂西庄内の権益の一部を獲得し宗満に継承させた可能性などが想定できるだろうか。

(4) 赤沢氏

赤沢氏については(1)の(チ)項を参照。

文和四年桔梗ヶ原合戦の信濃守護小笠原長基方に「赤沢」の名が見えるが、その実名は不明である。

応永六年、小笠原長秀が信濃守護に再任されると、赤沢対馬守秀国が榊木清忠とともに守護代として信濃に入部し、十月には反抗する国人島津国忠の鎮圧にあつた。⁶¹ また、応永七年には榊木清忠とともに所領の沙汰付を行っている。同年七月、信濃守護に再任された小笠原長秀が信濃善光寺へ入部した際に率いた「一族・外様人々」の行列（以下、「応永七年善光寺入部行列」と略記）には赤沢但馬守の名がみえる。同年九月の大塔合戦には、赤沢但馬守と赤沢秀国は塩崎城に、赤沢駿河守が大塔城に籠城している。なお、赤沢但馬守は、元中十四年（応永四、一三九七）に南朝方の人物が中野中務少輔に所領を宛て行つた下文に、「信濃国志津間「小笠原但州分」として見える人物と同一であると指摘されている。⁶² 永享十二年七月の「結城陣番帳」には十七番に勤番した武士として「赤沢殿」

と見えるが実名は不明である。

(5) 麻生氏

文和四年桔梗ヶ原合戦の信濃守護小笠原長基方に「麻生」の名が見えるが、その実名は不明である。

麻生氏は、文明十二年（一四八〇）に小笠原長朝の信濃国筑摩郡捧荘代官として麻生伯耆守朝重の名が確認できる。⁶³ 後藤芳孝氏は、小笠原氏の被官として見える麻生氏を筑前国麻生庄を名字とする室町幕府奉公衆麻生氏と同族であると指摘されている。⁶⁴ しかし、甲斐国巨摩郡小笠原庄内に朝尾郷があり、麻生・朝生とも表記したといふ。⁶⁵ 鎌倉期から麻生を名乗る甲斐の武士が存在したことや、後述するように、小笠原氏の一門・被官には甲斐の地名を名乗るものが多いことを考慮するならば、甲斐出身とみるべきであろう。

(6) 麻沢氏

文和四年桔梗ヶ原合戦の信濃守護小笠原長基方に「麻沢」の名が見えるが、その実名は不明である。麻沢氏は享徳元年（一四五二）五月に小笠原持長の、文明三年（一四七一）九月に小笠原政秀の信濃国筑摩郡捧荘代官を務めた麻沢朝重が確認できる。⁶⁷ ただし、前項で指摘した麻生伯耆守朝重と実名や活動時期が一致しており、史料上、混同されている可能性がある。

(7) 山家氏

文和四年桔梗ヶ原合戦の信濃守護小笠原長基方に「山家」の名が見えるが、その実名は不明である。山家氏は信濃国筑摩郡山家郷を名字とする一族である。⁶⁸ 永享十二年七月の「結城陣番帳」には十七番に勤番した武士として「山家殿」と見えるが実名は不明である。

(8) 平瀬氏

文和四年桔梗ヶ原合戦の信濃守護小笠原長基方に「平瀬」の名が見える。永享十二年七月の「結城陣番帳」には二十番に勤番した武士として「平瀬殿」と見えるが実名は不明である。平瀬氏は信濃国安曇郡平瀬を名字とする犬甘氏の一族である。⁶⁹ 小笠原氏の一族ともされるが根拠は不明である。前項の山家氏とともに平瀬氏が小笠原氏被官となった契機として、観応擾乱の勝利による小笠原氏の府中地域への進出が挙げられよう。

(9) 古野氏

文和四年桔梗ヶ原合戦の信濃守護小笠原長基方に「古野」の名が見えるが、その実名は不明である。古野氏の出自や名字の地などは不明であるが、享徳元年五月に、小笠原持長の信濃国筑摩郡捧荘代官を務めた古野吉信が確認できる。⁷¹

(10) 新井氏

文和四年桔梗ヶ原合戦の信濃守護小笠原長基方に「新井」の名が見えるが、その実名は不明である。新井氏の出自や名字の地は不明であるが、甲斐武田氏の氏族に新井氏があり、⁷²あるいはこの一族と関係があるうか。新井氏は享徳元年五月に、小笠原持長の信濃国筑摩郡捧荘代官を務めた新井為光が確認できる。⁷³

(11) 山中氏

山中氏については(1)の(八)項を参照。

明徳三年(一三九二)八月二十八日、京都で行われた相国寺供養において随兵役を務めた小笠原長秀の供奉人として山中参河守長泰の名が確認できる。⁷⁴ この時期、小笠原氏は信濃守護職を失っており、小笠原長秀は在京して幕府に出仕していた。山中長泰は次項の関政氏とともに、小笠原長秀の被官として在京活動を行

っていたことが分かる。

「結城陣番帳」には、二十一番に勤番した武士として「山中殿」と「山中太郎」の名が見えるが、いずれも実名は不明である。

(12) 関氏

明徳三年の相国寺供養に前項で述べた山中長泰とともに、小笠原長秀の供奉人として関太郎左衛門尉政氏の名が確認できる。⁷⁵

応永七年善光寺入部行列に関豊後守の名がみえるが実名は不明である。またこの人物は、同年九月の大塔合戦の際には大塔城に籠城している。永享十二年七月の「結城陣番帳」には二十二番に勤番した武士として「関殿」と「同名(関)又六郎殿」が見える。いずれも実名は不明である。

関氏の出自については諸説あるが、伊勢平氏の一族関盛春が室町期に信濃国伊那郡伊賀良庄内新野に來住し、その地を関郷と称したとするのが通説とされる。⁷⁶ 従来、関氏は応永初年頃より守護小笠原氏から伊那郡新野を与えられて勢力を培ったものとされてきたが、⁷⁷前述した明徳三年相国寺供養に供奉した関政氏の事例から、南北朝期にはすでに小笠原氏被官となっていたことが明らかとなる。

文明五年(一四七三)十一月二十一日に小笠原氏の被官人に宛てられた室町幕府奉行入連署奉書案(以下、「文明奉書案」と略記)の宛所に「小笠原関安芸守殿」と見えることは、井原今朝男氏が指摘されるように、他姓の者に小笠原姓を名乗らせることで一門とし、家中に編成したことを示すものである。⁷⁸

(13) 櫛木氏

応永六年、小笠原長秀が信濃守護に再任されると、赤沢秀国とともに守護代として信濃に入部し、十月には反抗する国人島津国忠の鎮庄にあたった人物として

櫛置(木)石見入道清忠がいる。⁸⁰ 応永七年には赤沢秀国とともに所領の沙汰付を行っている。⁸¹ 櫛木清忠は同年九月の大塔合戦の際にも出陣し、大塔城に籠城した軍勢の中にその名がみえる。なお、ここから応永六・七年においても、同時に複数名の守護代が任用されていたこと明らかとなる。

応永七年善光寺入部行列には櫛木五郎太郎の名がみえる。また、永享十二年七月の「結城陣番帳」には二十一番に勤番した武士として「櫛置殿」と見える。いずれも実名は不明である。

櫛木氏は阿波国板東郡櫛木を名字の地とする一族とされ、史料上「小笠原櫛置」と称されることから分かるように、小笠原氏の一門である。⁸² 小笠原氏と阿波国との関係については(2)項の「坂西氏」で既に述べた。

(14) 中河氏

応永七年善光寺入部行列に中河三郎の名がみえるが、実名は不明である。

小笠原政長より美濃国中河御厨を譲与された小笠原清政は諸系図によると中川次郎と称したとされる。このことや、善光寺入部の行列に供奉していることも勘案すると、中河三郎も中河御厨を領した小笠原氏一門とみることができよう。

(15) 飯田氏

応永七年善光寺入部行列に飯田左馬助入道の名がみえる。同年九月の大塔合戦の際に大塔城に籠城した飯田入道もこの人物である。実名は不明である。

(3) 項で述べた坂西氏は信濃国伊那郡飯田郷に入部したことにより、飯田氏を称したともされており、⁸⁵ 小笠原氏一門とみてよいだろう。

(16) 山寺氏

応永七年善光寺入部行列に山寺五郎の名がみえるが、実名は不明である。

山寺氏の出自について確かなことは不明であるが、甲斐国巨摩郡山寺郷を領した武田氏族に山寺氏がいる。⁸⁶ 後述するように、小笠原氏と武田氏との親密な関係を考慮するならば、この一族である可能性が高いだろう。

(17) 武田氏

応永七年善光寺入部行列に武田上野介の名がみえる。また、この人物は大塔合戦の際に大塔城に籠城した軍勢の中にもその名がみえる。

甲斐武田氏の一族であると見られるが、実名や系統などは不明である。なお、暦応二年(一一三九)に、信濃守護小笠原貞宗が地頭職を知行する石見国河本郷の代官として武田弥三郎入道なる人物の活動が確認できる。⁸⁷

(18) 於曾氏

応永七年善光寺入部行列に於曾七郎の名がみえる。応永三十年(一四二三)、小笠原政康が幕府に命じられ関東に出陣する際、幕府からの文書を受給した人物として「於曾方」とみえる。⁸⁸ 永享十二年七月の「結城陣番帳」には二十二番に勤番した武士として「於曾殿」と「於曾弥太郎殿」の名がみえる。いずれの事例も実名は不明である。

於曾氏は甲斐国山梨郡於曾郷を名字とする。加々美遠光の子息光経が「於曾四郎」・光俊が「於曾五郎」と称したとされる。⁸⁹

文明奉書案の宛所に「小笠原於曾平左衛門尉殿」と見えることから、室町後期には小笠原一門とされていたことが確認できる。室町期に見える於曾氏と加賀美遠光子息の於曾光経・光俊との関係は明らかにならないが、前述した井原今朝男氏の指摘のように他姓の被官に小笠原姓を与えた、⁹⁰ 何らかの理由で小笠原氏が於曾氏の名跡を継いだ、小笠原氏が於曾郷の一分を知行して於曾氏と称した、などの可能性が想定できるだろう。⁹¹

(19) 古米氏

応永七年善光寺入部行列に古米左近将監入道の名がみえる。また、同年九月の大塔合戦の際、大塔城に籠城した軍勢の中にも古米入道と古米将監の名が見える。いずれの事例も実名は不明である。

古米氏の出自は不明であるが、(13)項で見た榊置清忠宛ての小笠原長秀施行状を受けて、小笠原古米入道が打渡状を発給していることから、榊置清忠と小笠原古米入道が同一人物の可能性が高い。

(20) 下条氏

応永七年善光寺入部行列に下条伊豆守の名がみえる。『下条記』⁹⁴に記された歴代の下条氏の系譜が信用できるのであれば、この人物は、下条頼氏に比定できようか。また、同年九月の大塔合戦の際に大塔城に籠城し討ち死にした人物として下条美作守の名がみえるが実名は不明である。また、『小笠原家譜』によると、結城合戦に小笠原政康が出陣した際に「下条伊豆守」なる人物が戦死したとされているが、⁹⁵前述の下条伊豆守とは年代的にみて別人であろう。永享十年に起こった永享の乱の際、小笠原政康に従って出陣した「門葉下条」が討死したとされる。⁹⁶永享十二年七月の「結城陣番帳」には、二十一番に勤番した武士として「下條殿」・「下條下野守」・「下條山田河内守」、二十二番に勤番した武士として「下條将監殿」・「下條河内守殿」とみえる。いずれも実名などは不明である。

下条氏は、甲斐国下条を名字の地とする武田氏の支族とされる。⁹⁷『下条記』によると、応永元年(一三九四)春に武田氏の門葉であった下条伊豆守頼氏が甲斐の「国乱」により信濃国伊那郡大沢に移り住み、その地を下条郷と称したとされる。また、その後の文明二年、下条氏を嗣ぐべき人物が絶えたため小笠原政康の三男が嗣ぎ、下条康氏と名乗ったといふ。⁹⁸一方、小笠原長経の子息長義(能)は諸系

図によると下条氏の祖とされており、こちらの系統の可能性もあり、判断は難しい。なお、文明奉書案に「小笠原下条伊豆守」とみえることから、室町後期には小笠原氏一門とみなされていたことが確認できる。

(21) 住吉氏

応永七年善光寺入部行列に住吉五郎の名がみえる。実名は不明であるが信濃国筑摩郡住吉庄を名字とする人物であろう。住吉庄は信濃守護職に連動して小笠原氏に宛行われた所領であり、⁹⁹善光寺入部の行列に供奉していることも勘案すると、住吉五郎は小笠原氏一門である可能性が高い。

(22) 伊豆木氏

応永七年善光寺入部行列に伊豆木美作守の名がみえるが、実名は不明である。伊豆木氏は文明奉書案の宛所に「小笠原伊豆木尾張守」と見えることから、小笠原氏の一門であったことがわかる。信濃国伊那郡伊月郷を名字とする一門である。¹⁰⁰

(23) 下枝氏

応永七年善光寺入部行列に下枝尾張守の名がみえる。また、同年九月の大塔合戦の際に大塔城に籠城した軍勢の中に下枝河内守の名がみえる。永享十二年七月の「結城陣番帳」には二十二番に勤番した武士として「下枝殿」と見えるが、いずれも実名は不明である。

下枝氏は文明奉書案の宛所に「小笠原下枝越後守殿」と見えることから、小笠原氏の一門とされていたことが確認できるが名字の地は不明である。

(24) 常盤(常葉)氏

応永七年九月の大塔合戦の際に、塩崎城に籠城した信濃守護方の軍勢として常

葉下総守が、大塔城に籠城した信濃守護方の軍勢の中に常葉入道とその子息常葉五郎・常葉八郎の名がみえる。¹⁰¹

文安三年には、小笠原宗康の後見人として小笠原政康の遺言を偽った常葉吉岐守が¹⁰²いる。この人物の実名も不明であるが、ここからは常葉氏が小笠原氏一門の中でも当主候補者の後見を務める有力一門であったことを窺うことができる。

常盤（常葉）氏は、鎌倉後期に活動したとみられる小笠原長氏の子息光宗を祖とする小笠原一門である。文明奉書案の宛所には「小笠原常盤備中守殿」と見える。常盤氏は信濃国水内郡常盤牧を名字とする一族とされてきたが、甲斐国八代郡にも常盤郷があり、小笠原氏と甲斐との結びつきを考えるならば、こちらを名字とする可能性が高いだろう。¹⁰⁴

(25) 標葉氏

応永七年七月、信濃守護に再任された小笠原長秀が信濃善光寺へ入部した際に率いた行列に標葉若狭守の名がみえる。また、同年九月の大塔合戦の際に大塔城に籠城した軍勢の中にも標葉出羽守・同（標葉）若狭守の名がみえるが、実名は不明である。また、塩崎城に籠城した軍勢の中にも標葉七郎の名がみえるが実名は不明である。永享十二年七月の「結城陣番帳」には二十二番に勤番した武士として標葉与五郎の名がみえる。この人物は仮名の一致から、文安三年に小笠原光康から宗康に遣わされた使者「しんや与五郎」と同一人物に比定できようか。¹⁰⁵ 実名は不明である。

標葉氏は文明奉書案の宛所に「小笠原標葉清右衛門尉殿」と見えることから、小笠原氏の一門とされていたことがわかる。

標葉という名字を信濃や甲斐に求めることはできず、その名字の地は不詳であるが、あるいは陸奥国標葉郡を名字とするかもしれない。標葉郡とは郡域が異なるが、南北朝期に小笠原氏が陸奥国石河庄を獲得した¹⁰⁶ことと関係があるだろうか。

(26) 織戸氏

応永七年善光寺入部行列に織戸肥後守の名がみえる。また、この人物は同年九月の大塔合戦の際に大塔城に籠城した軍勢の中にもその名がみえるが実名は不明である。名字の地は美濃国多芸郡の折戸（おりと）、現岐阜県養老郡養老町に比定¹⁰⁷とされている。養老町には小笠原長清が創建、貞治二年に小笠原氏一門丸毛兼頼が中興したとされる庄福寺があり、当該地域は小笠原氏との関係は深い。また、信濃守護小笠原氏が建武年間に美濃国中河御厨を拝領していることなども考慮すると、美濃国に分派した一門とみることができよう。¹⁰⁹

(27) 井深氏

応永七年善光寺入部行列に井深勘解由左衛門の名がみえる。また、この人物は同年九月、大塔城に籠城した軍勢の中にもその名がみえるが実名は不明である。井深氏の出自は不詳であるが、信濃国筑摩郡伊深を名字とする国人であると考えられる。

(28) 鳴海氏

応永七年善光寺入部行列に鳴海式部丞の名がみえる。また、この人物は同年九月、大塔城に籠城した軍勢の中にもその名がみえるが実名は不明である。鳴海氏は尾張国愛知郡鳴海郷を名字とし、小笠原長清の子息清時を祖とする小笠原一門である。¹¹⁰ 弘安八年（一二八五）十一月の霜月騒動の際、安達泰盛方として討たれた小笠原一門として、鳴海三郎（長時）がいる。

(29) 宮瀨氏

応永七年九月、大塔城に籠もった坂西長国の「郎等」として宮瀨宮内左衛門尉

がある。出自は不明であるが、信濃国筑摩郡宮淵郷を名字とする国人であろう。筑摩郡の府中は中信地域における小笠原氏の支配拠点であり、前述したように一門の坂西氏は在庁職とみられる「深志介」を継承している。坂西氏は府中に対する支配権を背景に府中近傍の宮淵氏を被官化したのであろう。

(30) 二木氏

二木氏については(1)の(ホ)項を参照。

永享十年に起こった永享の乱の際、小笠原政康に従って二木七郎貞明が出陣したとされている。¹¹¹二木貞明は小笠原政経の嫡男とされる。¹¹²ただし、父政経の出生時期(二三五年頃)を勘案すると、貞明は永享年間には九〇歳の高齢となっており、永享の乱の先陣をつとめたことは考えにくいという指摘もあり、¹¹³後考を俟ちたい。

永享十二年七月の「結城陣番帳」には十八番に勤番した武士として「二木殿」の名がみえる。前項の貞明に比定できる可能性もあるが、前述したように年齢的な問題があり断定は難しい。『開善寺過去帳』によると貞明は寛正六年(一四六五)十月四日に没したという。¹¹⁴

文安三年に小笠原持長と宗康が信濃守護家の後継をめくって漆田原で合戦に及ぶと、二木七郎重明が持長方に与している。¹¹⁵

(31) 溝口氏

文安三年の漆田原合戦に溝口上野介秀重が持長方として参加している。¹¹⁶溝口氏は、小笠原政長の三男氏長が信濃国伊那郡溝口に城を構えたことよって称した一門とされる。¹¹⁷文明奉書案には「小笠原溝口孫三郎」の名が見える。

2 人的基盤の構成からみる小笠原氏守護権力

(1) 信濃守護小笠原氏における人的基盤の構成
前章で検出した事例をその出自や名字の地から分類すると次のようになる(は重複して掲出)。

小笠原氏一門

A :: 小笠原を称する一門 :: (1)

B :: 甲斐国内を名字とする一門 :: (11) 山中、(18) 於曾、(20) 下条、(24)

常盤

C :: 信濃国内を名字とする一門 :: (2) 大井、(12) 関、(15) 飯田、(21) 住

吉、(22) 伊豆木、(30) 二木、(31) 溝口

D :: 各国に分派した一門 :: (3) 坂西「阿波」、(4) 赤沢「伊豆・京都」、

(11) 山中「陸奥」、(13) 榎木「阿波」、(14) 中河「美濃」、(25) 標

葉「陸奥?」、(26) 織戸「美濃」、(28) 鳴海「尾張」

E :: 名字の地が不明な一門 :: (19) 古米、(23) 下枝

被官(非一門)

A :: 甲斐国内を名字とする被官 :: (5) 麻生、(16) 山寺、(17) 武田、(10) 新

井

B :: 信濃国内を名字とする被官 :: (7) 山家、(8) 平瀬、(27) 井深、(29)

宮淵

C :: 不明 :: (6) 麻沢、(9) 古野

以下、本節ではこの分類に基づき、人的基盤の特徴について検討していきたい。

イ 小笠原氏一門 A :: 小笠原を称する一門

南北朝前期に集中して見られるのが、小笠原氏を称する一門(A)が合戦の

大将や軍忠見知人として見える事例である。これらの事例の多くは鎌倉末期、南北朝期、宗長 貞宗 政長と続く信濃守護系小笠原氏の宗家から分派した庶子・庶家であると推測される。小笠原姓を称しているのは史料的性格に由来するものかもしれないが、庶子家が家として未確立であったことを示すものであろうか。

南北朝前期の小笠原氏は信濃の軍事情勢や有力国人の存在によって、守護としての軍事指揮権や前代以来の守護領である春近領を一元的に掌握できない状況にあったということは前稿で指摘した。¹¹⁸そのため、小笠原氏の軍事組織は一門に頼る部分が大きかったとみられる。

口 小笠原氏一門 C…信濃国内を名字とする一門、被官(非一門) B…

信濃国内を名字とする被官

信濃国内を名字とする小笠原一門(C)のうち、鎌倉期から信濃国内に所領を有していたと見られるのは大井氏のみである。その他はいずれも南北朝期以降に伊那郡・筑摩郡・安曇郡域の地を名字として名乗ったとみられる一門である。信濃国内を名字とする被官(B)についても筑摩郡に限られている。ただし、大塔合戦には「郷(郡)戸人々」や「春近人々」といった伊那郡・筑摩郡の郷村を名字とする多数の小領主が守護方として動員されている。郡戸荘は小笠原氏が信濃入部とともに獲得した伊賀良荘の近傍の荘園であり、小笠原氏の影響力は大きかったものとみられる。¹¹⁹伊那春近も小笠原氏が観応擾乱の過程で獲得しその後の勢力基盤としていった守護領であり、大塔合戦で動員された「郷(郡)戸人々」や「春近人々」の中にも小笠原氏の被官となつたものが多く含まれていると考えられる。¹²⁰

これには小笠原氏の信濃における権力形成のあり方が関わっていると考えられる。前述したように、建武政権期に信濃守護に補任された小笠原氏は分国内に伝統的な勢力基盤を有してはならず、主に伊那郡・筑摩郡など中南信地域の旧北条

氏所領を獲得するという形で支配基盤を形成していった。¹²¹そして、その勢力の拡大や保持は、獲得した所領を一門に配分して領主支配を展開させた地の小領主層を被官化する形で行われたことが推測される。伊那郡・筑摩郡の名字を名乗る小笠原一門が多く検出されることや、信濃の国人や小領主層出身の被官の名字が筑摩郡や伊那郡に集中することは、このような信濃における小笠原氏の権力形成のあり方を反映したものであろう。

ハ 小笠原氏一門 B…甲斐国内を名字とする一門、被官(非一門) A…

甲斐国内を名字とする被官

検出した事例のうち、甲斐国を名字とする小笠原氏一門(B)や被官(A)が多く見られるのが特徴の一つといえよう。小笠原氏は甲斐国小笠原牧を名字とする甲斐源氏の武士であり、鎌倉期においては、鎌倉と本領の甲斐を活動の基盤としていたものと推測される。甲斐を名字とする一門や被官が多くみられるのは、信濃守護補任とともに甲斐で分派した一門や被官化した人物を多くともなつて信濃国に入部してきたことを推測させる。

信濃守護家の小笠原氏は信濃に勢力基盤を形成していく過程で甲斐との関係は希薄になっていくが、南北朝期以降もある時期までは甲斐国を勢力基盤としていたものと考えられる。¹²²建武三年九月、山門攻めのために小笠原貞宗は信濃に加え甲斐の軍勢を率いて上洛している。¹²³康永三年十一月十二日、小笠原貞宗が子息政長に所領・信濃守護職を譲与した際の譲状では、冒頭に記載されているのは甲斐国原小笠原庄であった。永徳三年二月十二日、小笠原長基が子息長秀に譲与した際も冒頭に記載された所領は甲斐国原小笠原庄であり、更に南北朝内乱の過程で獲得したと見られる甲斐国石田郷・八代庄・塩田郷・宮原村の四カ所の所領も列記されている。¹²⁵

また、甲斐源氏の同族である武田氏と小笠原氏は、鎌倉期以来、射芸をはじめ

とする儀礼や軍役をともに奉仕する密接な関係にあった。¹²⁶ 南北朝期以降も、小笠原氏と武田氏がともに行動している史料やともに儀礼に奉仕している史料は枚挙に暇がない。小笠原氏と武田氏はたびたび婚姻関係も結んでおり、鎌倉後期、南北朝期だけでも、小笠原長経の妻となつて長忠を産んだ武田朝信息女、武田甲斐守の妻となつた小笠原宗長息女、小笠原長基の妻となつて長秀を産んだ武田信春息女などが指摘できる。¹²⁷ 武田氏を称する人物を被官として取り込んでいるのは、このような武田氏との関係があつたものと見られる。

そもそも、武田氏を含む甲斐源氏同士の人的交流は鎌倉期以来活発であつた。弘安八年の霜月騒動の際、姻戚関係によつて安達氏方に与つて自害した伴野長泰・小笠原十郎・鳴海三郎などの小笠原氏一門とともに、南部氏・秋山氏などの加賀美長清の兄弟を祖とする一族や、武田氏などが自害していることは象徴的である。甲斐源氏同士の人的交流の様相を示す史料として掲出したのが次の史料1である。

【史料1】¹²⁸

浅利六郎四郎清連注進事、

去建武三年正月十三日、清連為令退治国司方凶徒等、馳越津軽中之処、曾我太郎貞光、最前馳参御方、於津軽中国代等楯々抽軍忠、次比内郡凶徒新田彦次郎政持等并鹿角郡国代成田小次郎左衛門尉頼時、同南部又次郎師行代官等小笠原四郎・鳴海三郎二以下凶徒等、自令誅伐以来、抽度々忠節之間、恐々令致注進者也、以此旨、可有御披露候、恐惶謹言、

建武五年五月十一日 源清連(花押)

進上御奉行所

この史料1は、南北朝初期、足利方として活動する陸奥国比内郡の浅利清連が、津軽の曾我貞光が南朝方と戦つた際の軍功を注進したものである。傍線部から、小笠原氏一門と見られる「小笠原四郎・鳴海三郎二」が甲斐源氏の一族である

南部師行の代官として活動していることが確認できるのである。

二 小笠原氏一門 D：各国に分派した一門

鎌倉期以来各地に分派した小笠原一門（D）の事例からは阿波（坂西・榎木氏）、伊豆・京都（赤沢氏）、美濃（織戸氏）、尾張（鳴海氏）、陸奥（山中・標葉氏）など、本貫地から各地に分派した一門を人的基盤として登用していることが明らかとなる。¹³⁰ これは、前項で見た甲斐を名字とする一門・被官の事例とともに注目すべき点であろう。

ここで想起されるのが、中世後期における、各地に分派した小笠原一族同士（以下、後述する村石正行氏の研究に倣い「同名氏族」とする）のネットワークに関する、井原今朝男氏・村石正行氏らの研究である。¹³¹ これらの研究によると、各地に分派した小笠原氏は、戦国期に至るまで同名氏族同士が交流を持っており、それが重要な機能を果たしていたという。

井原氏は、戦国期の信濃守護小笠原政秀が守護代として登用していた一宮氏は阿波小笠原氏を出自とする人物であり、細川氏の内衆や山科家の代官も行ってたこと、小笠原一門の赤沢氏は信濃や京都に分派しながら、信濃守護代や細川氏の内衆をつとめていたこと、この背景には親族間のネットワークが存在し、政治的・経済的・文化的に機能していたということを指摘された。村石氏も、十六世紀後半の信濃守護小笠原長時は京都小笠原氏との関係を媒介として室町將軍家と接触していること、また、十六世紀後半に至っても信濃小笠原氏と京都小笠原氏との間に序列意識があつたことなどを明らかにされた。

井原・村石両氏の研究は主たる検討対象を戦国期としているため、同名氏族ネットワークの形成がいつ頃まで遡るのか述べられてはいないが、前章で検出した事例からは、南北朝期・室町前期の段階で、前項でみた甲斐の一族を含めた、各地の同名氏族間の人的交流が活発であつたことが明らかとなるのである。前述し

たように、鎌倉期以来、甲斐源氏同士の結びつきは緊密であった。さらに、京都に至町幕府が成立し、国人・守護など諸階層の武士による都鄙間交流が活発化する中で、信濃守護小笠原氏が恒常的に在京活動を行うようになったことが、各地に分派した一門同士の結びつけ同名氏族ネットワークを形成・発展させる契機となったと推測される。

さて、南北朝期における小笠原氏同名氏族間の交流の具体相を示すものとして興味深い史料が次のものである。

【史料2】¹³³

南部六郎(政長)まいるへきよし、御教書申くたして候、進之候、つか八させ給へく候、鹿をくすりにくひ候、この雪に八、さためとられ候わん、かまへて、く、給へく候、くつのこしか八の給に、ぬのか八の候よし、うけ給候、給へく候、なをもとられ候は、地か八せつ、給へく候、

一、是にて、複々申候しか八うそとられ候て、あひかまへて、く、給へく候、又大いぬのほねもほしく候、か八も御やくそくに候なと、御は(功主)つす申し候、返々(大要)たいようにて候、御たつね候て給へく候、恐々謹言、

二月廿九日 前信濃守貞宗(花押)

謹上山中殿

この史料2の発給年代については、冒頭にみえる「南部六郎(政長)まいるへきよし」の「御教書」を南朝方武士の南部長の降参について計沙汰を奥州管領に命じた貞和二年(一三四六)十二月二十一日足利尊氏御判御教書案を指すとして、貞和三年(一三四七)に比定する可能性が示されている。¹³⁵

貞和三年において信濃は京都の幕府側の管轄下であり、史料2の差出人である小笠原貞宗は信濃守護として在京していたとみられる。¹³⁶宛所の「山中殿」が具体的に如何なる人物なのか現段階では明らかにはならないが、前章で挙げた、甲斐国山中郷を名字とする小笠原氏一門の山中氏であることは明らかであろう。また、

「山中殿」がどこに所在してこの書状を受け取ったのが問題となる。冒頭箇所¹³⁷で述べられているように、「山中殿」は小笠原貞宗から陸奥の南部長に降参を誘う御教書を届けることを依頼されている。このことと、陸奥南部氏の家伝文書に小笠原山中氏の系図が収められていることを勘案すると、「山中殿」は陸奥に所領を獲得し、陸奥に所在していたものと考えられる。内容的には二点に分けられる。一点目が、「しか(鹿)のか八(皮)」「大いぬのほね(骨)」「や」「か八(皮)」「か八うそ(川獺)」など、動物を原料とする物資の遣り取りである。近年、中世武士層の肉食慣行や、武具・日用品における皮・骨などの動物利用の実態が明らかにされつつある。¹³⁸史料2においては、信濃守護小笠原氏が、菓と称する食用肉や靴の腰皮など、食用や日用品としての動物原料の物質を山中氏を通じて調達していることが明らかとなる。二点目が、前述したように南朝方武士の南部長の降参に関する内容である。南部氏は甲斐源氏の一族であり、小笠原貞宗が南部長の誘降工作を担い、山中氏を通じてその工作を行ったことの背景には、前述したような甲斐源氏同士の結びつきがあったものと見ることができよう。

以上、史料2からは、南北朝期の信濃守護小笠原氏は日用的な物資などを同名氏族同士の結びつきを利用して調達していたという実態が明らかとなった。また、南朝方について甲斐源氏一族の誘降工作という特殊な事例ではあるが、同名氏族間の結びつきが政治的機能を持ち合わせていたことも窺うことができた。信濃守護小笠原氏は以上のような交流の中で、同名氏族を分国支配のための人的基盤として取り込んでいったのである。

(2) 人的基盤の構成にみる小笠原氏の守護権力

イ、二の検討を通じて明らかになる特徴は、信濃守護小笠原氏の人的基盤における一門の比重の大きさである。

口頂で述べたように、小笠原氏は伊那郡・筑摩郡などの中・南信地域を中心と

する国人や小領主層の被官化には成功していたと見られるものの、有力な被官家となるような成長を見せた一族は確認できなかった。また、井原今朝男氏が指摘されたように、小笠原氏一門とされた人物の中には他姓の被官に小笠原姓を与えた者が少なからず含まれるが、そのような事例においても信濃の国人や小領主層出身の人物は確認できなかった。

信濃は北信地域の村上氏に代表されるように、自立的志向の強い国人が盤踞する国であった。また、信濃守護小笠原氏は、主に中・南信地域に獲得した闕所地などの所領を一門に配分し領支配を展開させることで在地の小領主層を被官化する形で基盤形成を行ったことが推測されることは前述したが、中・南信地域は北信に比して小規模な領主層が多く、諏訪社の諏訪氏や伊那郡の香坂・知久氏などの有力国人層は南北朝内乱の過程において直義党や南朝方に与して小笠原氏に対抗する姿勢をとり続けた。¹⁴⁰そのため、在地の有力国人層を守護の人的基盤として十分に取り込むことが難しかったといえる。政治動向の変化によってたびたび守護職とともに春近領に対する権益を喪失したことも国人層の取り込みには大きな障害となったであろう。¹⁴¹ゆえに、信濃守護小笠原氏の人的基盤の拡充は有力な在地国人層の被官化ではなく、信濃守護家内で派生した庶子や庶家に加え、本貫地の甲斐で形成した一門・被官や、甲斐源氏同士の結びつきや小笠原氏の同名氏族ネットワークによって形成した一門・被官を分国支配における人的基盤として取り込み、重用するという方向に向かったと考えることができよう。

鎌倉・戦国期の宇都宮氏の家臣団構成を検討された松本一夫氏は、¹⁴²宇都宮氏の家臣団は、主に二次的に派生した宇都宮氏庶家と、下野国内の小領主によって構成されていたことを明らかにされた。また、一族および譜代被官、豊後国内の国人・土豪、豊後周辺の土豪・国人によって構成されていた南北朝後期における大友氏の被官構成や、¹⁴³宗家から派生して直臣化した庶子家と鎌倉期以来の所領内の中小領主層によって構成されていた室町期の千葉氏権力と宇都宮氏家臣団との類

似性を指摘された。

本稿で検討した南北朝・室町期における信濃守護小笠原氏については、鎌倉期に甲斐を中心に全国各地に分派した庶家と鎌倉末・南北朝期以降に信濃守護家中から二次的に分派した庶家を中心とし、それに南北朝期以降に被官化した中・南信地域の中小領主クラスの被官や甲斐源氏同士の結びつきによって形成した被官が加わる形で小笠原氏権力を支えていたとみることができる。先学が明らかにされた守護の家臣団構成とある程度の共通性を認めることができるものの、やはり前述したように、分国内出身の非一門被官の成長が見られず、一度各地に分派した一門や甲斐源氏同士のつながりを利用して形成した被官を人的基盤の中枢に取り込んでいる点に信濃守護小笠原氏の特異性を認めることができよう。

おわりに

本稿で述べてきたことをまとめると以下のごとくである。

- ・南北朝・室町期における信濃守護小笠原氏の人的基盤の構成は大きく分けて、小笠原氏を称する一門、甲斐国内を名字とする一門、信濃国内を名字とする一門、各国に分派した一門、甲斐国内を名字とする被官、信濃国内を名字とする被官、によって構成されていた。

- ・信濃守護小笠原氏の人的基盤においては一門の比重が大きく、信濃出身の非一門被官の成長が見られないという点が特徴として指摘できる。

- ・このような人的基盤の構成には、伝統的基盤を分国内に持たないという来歴に規定された小笠原氏の基盤形成のあり方と、南北朝期から活発であった甲斐源氏同士や同名氏族間の交流という背景があった。

残された課題としては、本稿の内容を前提として、室町後期・戦国期における信濃守護小笠原氏の家臣団構成を解明するという基礎的課題が挙げられる。また、後藤芳孝氏が文安年間の「宗康と持長のあらしの過程」における「家臣団や国

人の動向」を未検討の課題として挙げるように、嘉吉の内訌以降の小笠原氏一門・被官層の動向や有力な一門被官の台頭過程なども検討する必要がある。守護家の分裂が一門・被官組織にどのような影響をもたらしたのかという点も解明しなければならぬ。いずれも今後の課題として、ひとまず擱筆したい。

- *1 藤枝文忠「信濃国における観応擾乱事件について」(1)(2)『信濃』二十卷七・九号、一九七一年)・同「室町初期信濃国守護職と小笠原氏」(『歴史手帖』二巻七号、一九七四年)・同「小笠原氏」(『室町幕府守護職家事典上巻』新人物往来社、一九八八年)、湯本軍一「守護小笠原氏の分国支配」(『信濃』二十四巻六号、一九七二年)・同「第二章 室町幕府政治の発展と信濃」(『長野県史通史編 第三巻中世』長野県史刊行会、一九八七年)、小林計一郎「第一章 南北朝の内乱と信濃」(『長野県史通史編 第三巻中世』)、後藤芳孝「第三編 第三章 小笠原氏のもと」(『松本市史 第一巻 歴史編 原始・古代・中世』一九九六年)、拙稿「南北朝期信濃守護小笠原氏の権力形成過程」(『信濃』六十一巻十二号、二〇〇九年)など。
- *2 松本一夫「東国守護の歴史的特質」(岩田書院、二〇〇一年)・同「鎌倉末・南北朝期における薩摩守護島津氏の被官とその特質」(『古文書研究』五十九号、二〇〇四年)・同「鎌倉」戦国期における宇都宮氏の被官について(『荒川善夫・佐藤博信・松本一夫編』中世下野の権力と社会』岩田書院、二〇〇九年)・同「鎌倉末」室町期の宇都宮一族「宇都宮」を名乗った人々」(『下野中世史の世界』(岩田書院、二〇一〇年)、初出二〇〇九年)。
- *3 鶴崎裕雄「水戸彰考館所蔵『二川物語』細川政元」記載の赤沢沢蔵軒宗益のこと」(『長野』四十九号、一九七三年)、森田恭二「細川政元政権と内衆赤沢朝経」(『ヒストリア』八十四号、一九七九年)。
- *4 宮下操「中世飯田郷と坂西氏」(『伊那』五八一号(二十四巻十号)、一九七

六年)。

- *5 小六芳実「二木氏と住吉荘二木郷の開発 二木氏系図の検討」(『信濃』五十八巻九号、二〇〇六年)。
- *6 前掲註1後藤氏論文。なお、伊那郡を中心とする小笠原氏一門の活動については、下伊那教育委員会編『下伊那史 第六巻』(一九七〇年)に詳しい。
- *7 小笠原氏一門でも、嫡流家に対して自立的な地位にある一門や完全に嫡流家の被官となった一門など様々であり区別する必要もあるかと思われるが、煩雑さを避け、信濃守護小笠原氏のもとで活動する人物の出自や名字の地について特に注目するという意図のもと、本稿ではひとまず信濃守護小笠原氏の分国支配機構や家政機構のもとで活動する人物全体を「人的基盤」とし、その中で小笠原姓の者を「一門」、非小笠原姓の者を「被官」と表現した。なお、出自や名字の地の特定などについては、太田亮「姓氏家系大辞典」(角川書店、一九六五年)、角川日本姓氏歴史人物大辞典19山梨県(角川書店、一九八九年)、角川日本姓氏歴史人物大辞典20長野県(角川書店、一九九六年)などを利用した。出典を示す際は以下の様に略記する。
- 「『姓氏』」「『姓山』」「『姓長』」
- *8 「市河文書」建武二年三月日市河助房・同経助着到状(『新編信濃史料叢書 第三巻』(以下、出典略))。なお、本文書の証判について、『新編信濃史料叢書 第三巻』は小笠原貞宗に比定するが、小笠原兼経の誤りである(『花押かがみ五南北朝時代』三〇八八号)。
- *9 「市河文書」建武二年五月十六日市河助房等着到状。
- *10 「市河文書」建武三年二月二十三日市河経助軍忠状。
- *11 「市河文書」建武三年十一月日市河親宗着到状、「同」建武三年十一月日市河親宗軍忠状。

- *12 「金沢文庫文書」康永二年二月二十日小笠原貞宗遵行状案（『豊野町誌5 豊野町の資料1』〔以下、『豊』と略記〕一二三三頁）。
- *13 「市河文書」観心二年三月日市河経助軍忠状、「同」観心二年三月日市河頼房代泰房軍忠状。
- *14 「浅草文庫古文書」正平七年正月日武田文元軍忠状（『信濃史料』六卷二二〇頁）。
- *15 「市河文書」建武二年十月日市河倫房・同助保看到状。
- *16 「市河文書」建武二年十月日市河倫房・同助保看到状。
- *17 「円覚寺文書」（『鎌倉遺文』二二九七八号）。
- *18 中澤克昭「武家の狩獵と矢開の変化」（井原今朝男・牛山佳幸編『論集 東国信濃の古代中世史』岩田書院、二〇〇八年）。
- *19 以上の内容については、拙稿「鎌倉後期小笠原氏一門の動向について 信濃守護系小笠原氏と藤崎氏を中心に」（『信濃』六十二巻九号、二〇一〇年）を参照。
- *20 「市河文書」建武三年六月二十九日市河経助・同助泰軍忠状。
- *21 「市河文書」建武三年十一月日市河親宗看到状、「同」建武三年十一月日市河親宗軍忠状。
- *22 『師守記』同日条・『園太曆』同日条・『結城文書』所収「天龍寺供養日記」（『信濃史料』五巻五一八〜五二〇頁）、『尊卑分脈』など。
- *23 「市河文書」観心二年三月日市河経助軍忠状。
- *24 前掲註5小六氏論文。
- *25 伊那史料刊行会編『新編伊那史料叢書四』（歴史図書社、一九七五年）。
- *26 「佐藤文書」観心三年正月日佐藤元清軍忠状案（『信濃史料』六巻一一八頁）。
- *27 『鶴岡社務記録』観心二年十一月五日条（『信濃史料』六巻一〇五頁）。
- *28 『信濃史料』六巻一〇五頁。『御當家末書』所収「小笠原赤澤系図」（『福岡県史近世史料編 御當家末書（上）』福岡県、一九八三年）の経光の注記に「伊豆守」と見える。ただし、『続群書類従 第五輯下』所収「小笠原諸流系図」の経光の注記には「治部少輔」と見えるのみである。
- *29 『姓長』。
- *30 『笠系大成』（『新編信濃史料叢書第十二巻』）。
- *31 前掲註19拙稿参照。
- *32 『史料纂集』。
- *33 「勝山小笠原文書」（長禄二年）八月二十七日足利義政御内書・（長禄二年）八月二十七日足利義政御内書（『新編信濃史料叢書第十二巻』〔以下、出典略〕）。
- *34 『諏訪之御符礼之古書』（『新編信濃史料叢書第二巻』〔以下、出典略〕）。
- *35 前掲註3 鶴崎氏論文・森田氏論文、井原今朝男「5章 信濃の中世社会と生活文化」（『県史20 長野県の歴史』山川出版社、一九九七年）・同「蜷川貞相の法楽和歌奉納と領主間ネットワーク」（『日本史研究』五一五号、二〇〇五年）・村石正行「諏訪社に残された足利義政の願文」（『年報三田中世史研究』十四号、二〇〇七年）。
- *36 『師守記』同日条・『園太曆』同日条・『結城文書』所収「天龍寺供養日記」（『信濃史料』五巻五一八〜五二〇頁）。
- *37 「浅草文庫古文書」正平七年正月日武田文元軍忠状（『信濃史料』六巻二二〇頁）。
- *38 「浅草文庫古文書」正平七年正月日武田文元軍忠状（『信濃史料』六巻二二〇頁）。
- *39 「浅草文庫古文書」正平七年正月日武田文元軍忠状（『信濃史料』六巻二二〇頁）。
- *40 「勝山小笠原文書」貞治四年七月二十六日小笠原長基預ケ状。

- *41 前掲註1拙稿などを参照。
- *42 佐藤進一『室町幕府守護制度の研究 南北朝期諸国守護沿革考証編 上』(東京大学出版会、一九六七年)など。
- *43 「勝山小笠原文書」永徳三年四月十三日小笠原清政讓状。
- *44 「勝山小笠原文書」永徳三年二月十二日小笠原長基讓状。
- *45 『小笠原家譜』(『信濃史料』八巻一四二頁)。
前掲註1後藤氏論文。
- *46 前掲註1後藤氏論文。
- *47 大井氏については、桜井松夫「小笠原流大井・伴野両氏について(一)」(三)、『千曲 郷土の研究』十二、十四号、一九七七年、井原今朝男「信濃国大井荘落合新善光寺と一遍(上)(下)」(『時衆文化』十六・十七号、二〇〇七・二〇〇八年)に詳しい。
- *49 「金沢文庫文書」貞和五年三月十七日小笠原政長奉状案(『豊』一一九号)、「同」観心元年三月六日室町幕府禅律方頭人奉書案(『豊』一三〇号)、「同」観心元年三月日大井光長遵行状案(『豊』一三二号)。
- *50 『大塔物語』、『信州大塔軍記』(『新編信濃史料叢書 第二巻』)。以下、特に断らない限り、応永七年における守護小笠原長秀の信濃入部および大塔合戦に関する本史料の出典註は省略する。
- *51 「矢嶋文書」正平十年八月矢嶋道念覚書(『信濃史料』六巻二八二頁)。本文書には、坂西や赤沢などの有力な小笠原氏一門とともに、後年に小笠原氏被官としての徴証がある麻生・朝沢・古野・新井などが「府中勢」として小笠原氏に率いられて合戦に参加したとみえることから、本史料に名が見える一族はいずれも小笠原氏被官の可能性が高いとみなし、検出の対象とした。なお、本文書には「小笠原信濃守長亮」と見えるが、諸史料集が指摘するよう「長基」の誤りであろう。

- ところで、本文書について『信濃史料』は「コノ文書、ナホ研究ノ余地アレドモ、姑クココニ掲ケ」としている。前掲註4宮下氏論文など、まったく史料的価値を認めないと評価する研究もある一方、前掲註1後藤氏論文などは疑点があることを指摘した上で参考史料として叙述に用いている。正平十年八月、信濃において宗良親王・諏訪社の軍勢が合戦に及び「国中騒動」となったために貢馬が滞り駒牽が延引されたことが『園太曆』同年八月十七日条(『信濃史料』六巻一八二頁)に記されていることから、この合戦が行われたこと自体は事実として認められるものである。また、観心擾乱の勝利によつて小笠原氏は、本史料にみえる山家・平瀬氏などが活動する府中地域の掌握に成功していたものとみられ(前掲註1拙稿)、小笠原氏が「府中勢」を率いていることにも問題は無い。本史料は、後年に矢嶋道念が何らかの理由で矢嶋正忠連判状案(『信濃史料』六巻一八三頁)など諏訪社に残された文書や記録等を利用して記したものであると考えられる。確かに前掲註4宮下氏論文が指摘するように、矢嶋栄春・維正などの文安年間に活動が見られる人物の名が記載されるなど、宗良親王方に与した矢嶋氏一門の記載については錯綜が見られる。しかし、小笠原氏方の軍勢については、敢えて粉飾して記載する必要は無く、道念が何らかの記録にもとづいて記したものと考えるならば、ある程度の事実を反映したものとみることができよう。依然として問題は残るものの、利用に堪えうる史料であると判断して採用した。以下、桔梗ヶ原合戦に関する本史料の出典註は省略する。
- *52 本稿では『大塔物語』および『信州大塔軍記』にみえる守護方武士については、長秀が善光寺入部の際に率いた人物、小笠原氏を出自とする人物などを信濃守護小笠原氏の一門・被官と認定して検出した。本稿で検出した以外にも、大塔合戦に守護方として出陣した軍勢としては以下が確認できる。
・春近人々(伊那郡伊那春近)：山田新左衛門尉(伊那郡山田郷)、神林次郎

- (筑摩郡神林郷)、小井出薩摩守(伊那郡小井三郷)、中越備中(前)守(伊那郡中越郷)、宮田大和守(伊那郡宮田郷)、上穂伊豆守(伊那郡上穂郷)、片桐中務丞・片桐但馬(伊那郡片桐郷)、飯島若狭守・田切五郎七(伊那郡飯島郷)、赤須孫三郎(伊那郡赤須郷)、大島丹後守(伊那郡大島郷)
- ・郷(郡)戸人々(伊那郡郡戸庄)：松岡次郎(伊那郡松岡郷)、牛牧(伊那郡牛牧郷)、飯沼六郎(伊那郡飯沼郷)、黒田孫次郎(伊那郡黒田郷)、座光寺河内守(伊那郡座光寺郷)、吉田弾正忠(伊那郡吉田郷)、知久佐渡守(伊那郡知久)、滝口次郎(伊那郡滝口)
- ・その他：藤沢右京亮(伊那郡藤沢郷)、笠原中務丞(伊那郡笠原郷)、大島内(伊那郡大島郷)、名子山城守(伊那郡名子郷)、布施兵庫助(佐久郡布施郷)または更級郡布施御厨、宇木(水内郡宇木郷)、中島(水内郡中島郷)、駒沢(水内郡駒沢郷)、大境中務(水内郡大境郷)、島津大蔵(水内郡太田庄)、和田太郎(筑摩郡和田郷)、橋爪小三郎(安曇郡橋爪郷)、落合三郎(水内郡落合または佐久郡大井庄落合)、市河興仙(高井郡志久見郷)、荒屋(不明)、白髪四郎(不明)、飯富源四郎(不明)、於利六郎(不明)、曼茶羅一揆(不明)。
- *53 『笠系大成附録』(『信濃史料』八卷一三七頁)。以下、本史料については出典註を省略する。
- *54 『小笠原系図』(『信濃史料』八卷二一〇頁)、『小笠原家譜』(『信濃史料』八卷二二一頁)・『諸家系図纂』(『信濃史料』八卷二二四頁)、『溝口家記』(『信濃史料』八卷二二六頁)。
- *55 前掲註1湯本軍1「第二章室町幕府政治の発展と信濃」。
- *56 『姓長』。
- *57 『諏訪之御符礼之古書』。
- *58 佐藤進一『鎌倉幕府守護制度の研究 諸国守護沿革考証編』(東京大学出版会、一九七一年)。
- *59 「小早川家文書」正応二年二月十六日小早川定心讓状(『鎌倉遺文』一六八八一号)、「同」元応二年九月二十五日関東下知状(『鎌倉遺文』二七五七四号)。なお、若松和三郎「小笠原泰清考」(『ふるさと阿波』一八八号、二〇〇一年)を参照。
- *60 「熊谷直之所蔵梵網戒本疏日珠抄裏文書」安達泰盛乱自害者注文(『鎌倉遺文』一五七三四・一五七三八号)、「同」安達泰盛乱聞書(『鎌倉遺文』一五七三六号)。
- *61 「市河文書」応永七年四月二十一日市河興仙軍忠状。
- *62 村石正行「十四世紀内乱期の守護所と善光寺周辺」(笹本正治・土本俊和編『善光寺の中世』高志書院、二〇一〇年)。
- *63 『諏訪御符礼之古書』。
- *64 前掲註1後藤氏論文。
- *65 『姓山』。
- *66 『姓山』。
- *67 『諏訪御符礼之古書』。
- *68 『姓長』など。ただし山家氏は本史料以外には小笠原氏の被官としての活動は見えず、文明年間には信濃守護小笠原氏と対立しており(小穴芳実「山城」(『信濃史学会編』信州の山城』信毎書籍出版センター、一九九三年)、南北朝期の段階で被官化していたと断ずることができるか問題が残る点是指摘しておきたい。
- *69 『姓長』、小穴芳実「平瀬城」(小穴芳実編『信濃の山城』郷土出版社、一九八八年)。
- *70 『姓長』。
- *71 『諏訪御符礼之古書』。

- *72 『姓氏』、『姓山』。
- *73 『諏訪御符礼之古書』(『新編信濃史料叢書第一卷』)。
- *74 『相国寺供養記』(『信濃史料』七卷三三六頁)。
- *75 『相国寺供養記』(『信濃史料』七卷三三六頁)。
- *76 下伊那教育会編『下伊那史第六卷』(下伊那誌編纂会、一九七〇年)。
『姓長』。
- *77 『勝山小笠原文書』。以下、本文書については出典註を省略する。
- *78 井原今朝男「高井地方の中世史(四)室町將軍足利義政と井上・須田・高梨氏の一門評定」(『須高』七十号、二〇一〇年)。ただし文明奉書案の宛所には、坂西や後述する榊木・常盤など明らかに本来から小笠原姓であったものも含まれるため、文明奉書案の宛所に見える全ての人物が他姓の被官の小笠原姓を与えた事例であるとは筆者は考えていない。
- *79 『市河文書』 応永七年四月二十一日市河興仙軍忠状。
- *80 『市河文書』 応永七年六月三日小笠原長秀施行状。
- *81 『市河文書』 応永七年六月三日小笠原長秀施行状。
- *82 『姓氏』。
- *83 『市河文書』 応永七年四月二十一日市河興仙軍忠状、「同」 応永七年六月三日小笠原長秀施行状、「同」 応永七年十一月十五日市河興仙軍忠状、文明奉書案など。
- *84 『勝山小笠原文書』 文和元年四月二十五日小笠原政長書状案。
- *85 『姓氏』。
- *86 『姓山』。
- *87 『庵原文書』 暦心二年八月二十日小笠原貞宗代武田弥三郎入道軍忠状(『南北朝遺文中国・四国編第二巻』八八一号)。なお、この武田弥三郎の子孫と見られる人物として、「武田伊豆守」(『庵原文書』 文和二年二月十日荒川詮頼預状(『南北朝遺文中国・四国編第三巻』一四三七号)・「武田修理亮」(『庵原文書』 永和二年七月二十四日細川頼之感状(『南北朝遺文中国・四国編第五巻』四二八〇号)などが指摘できる。
- *88 『勝山小笠原文書』(応永三十年)八月十九日畠山満家書状。
- *89 『姓山』。
- *90 前掲註79井原氏論文。
- *91 なお、「一蓮寺文書」貞治三年二月十五日一蓮寺寺領目録(『山梨県史資料編4 中世1 県内文書』(山梨県、一九九九年)一六号)には「於曾郷内七段屋敷一宇三段上方惣領分、四段屋敷一宇下方」を「加々美彦九郎信泰女子香阿」が文和二年八月二十三日に一蓮寺に寄進したことがみえる。
- *92 下伊那教育委員会編『下伊那史第六卷』(一九七〇年)は伊那郡の「久米」(現飯田市)を名字の地とする可能性を指摘している。
- *93 『市河文書』 応永七年六月三日小笠原長秀施行状、「同」 応永七年六月三日小笠原古米入道打渡状、「同」 応永七年六月三日小笠原古米入道打渡状。
- *94 伊那史料刊行会編『新編伊那史料叢書四』(歴史図書社、一九七五年)。
- *95 『信濃史料』八巻一四二頁。
- *96 『小笠原系図』(『信濃史料』八巻一七〇頁)。
- *97 下伊那教育会編『下伊那史第六卷』(下伊那誌編纂会、一九七〇年)、『姓山』。なお、以下の下条氏に関する記述は『下伊那史第六卷』に依った。
- *98 『姓山』。
- *99 住吉荘については、後藤芳孝「信濃国住吉庄をめぐる領家および在地の動向」(『長野県立歴史館研究紀要』五号、一九九九年)などを参照。
- *100 『姓長』。
- *101 『常葉下総守』も「常葉入道」の子息にあたる。
- *102 『小笠原系図』(『信濃史料』八巻二一〇頁)、『小笠原家譜』(『信濃史料』八巻二一〇頁)、『諸家系図纂』(『信濃史料』八巻二一四頁)、『溝口家記』(『信

*113*112*111*110

『小笠原家譜』(『信濃史料』八卷一〇八頁)
 『二木系図』(前掲註5小六氏論文)。
 三郷村誌編纂委員会編『三郷村誌 第一巻歴史編上』(三郷村誌刊行会、二

*109*108*107*106*105

「勝山小笠原文書」(文安三年)三月十一日小笠原宗康書状。
 「勝山小笠原文書」永徳三年二月十二日小笠原長基議状。
 『姓氏』、養老町『養老町史通史編上巻』(一九七八年)。
 養老町『養老町史通史編上巻』(一九七八年)。
 美濃に分派した小笠原氏一門としては、丸毛氏以外にも小笠原長清の子息行長を祖とする藤崎氏がいる(前掲註19拙稿参照)。
 『姓氏』。

*104*103

濃史料』八卷二二六頁)、『寛政重修諸家譜』(『信濃史料』八卷二二八頁)、『姓氏』など。

以上の内容については前掲註19拙稿を参照。なお、『一遍上人絵詞伝』(『山梨県史資料編6中世3下』五〇四頁)によると、永仁三年、時宗僧の真教が遊行を行った際、甲斐国小笠原において教義を説いている道場に日蓮宗門徒が乱入せんとしてきた時、「在家人あまた立ちふさがる中」から「ときはのなにかし(常葉某)なる人物が出てきて刃傷にまで及ばんとしたとされている。この常葉某とは小笠原氏一門常盤氏である可能性が高く、常盤氏の名の地は信濃国水内郡常盤牧ではなく甲斐国八代郡常盤郷であるという前稿で指摘した可能性を傍証するものであると考える。また、『太平記(天正本)』、『卷第十三相模一郎謀反ノ事』(『山梨県史資料編6中世3下』八三四頁)に、建武二年七月、中先代の乱において敗死した渋川義季に殉じた武士の中に「小笠原常葉五郎」の名が見える。ここから、幕府滅亡後、常盤氏が足利一門渋川氏の被官となっていた可能性が指摘できる。いずれも前稿で指摘しえなかつた常盤氏の活動徴証として紹介しておきたい。

*128*127

『熊谷直之所蔵梵網戒本疏日珠抄裏文書』安達泰盛乱自害者注文(『鎌倉遺

*126*125*124

「勝山小笠原文書」小笠原長基議状。
 水野哲雄氏「室町幕府武家故実家京都小笠原氏の展開」(『九州史学』一四二

*123

「梅松論」(『群書類従二十輯』)に「小笠原信濃守貞宗、甲斐・信濃両国の一族并軍勢を率して」と見える。

*122

高島緑雄「十五・六世紀における甲斐国人の動向」(『地方史研究』四十六号〔十卷四号〕、一九六〇年)。

*121*120*119*118*117

前掲註1拙稿。
 前掲註1湯本軍一「室町幕府政治の発展と信濃」。
 前掲註52。

*116*115*114

伊那史料刊行会編『新編伊那史料叢書四』(歴史図書社、一九七五年)。
 『諸家系図纂』(『信濃史料』八卷二二四頁)。
 『小笠原家譜』(『信濃史料』八卷二二〇頁)、『小笠原家譜』(『信濃史料』八卷二二〇頁)、『諸家系図纂』(『信濃史料』八卷二二四頁)、『溝口家記』(『信濃史料』八卷二二六頁)。
 『姓氏』。
 『姓長』。

- 文。一五七三四・一五七三八号)、「同」安達泰盛乱聞書(『鎌倉遺文』一五七三六号)。
- *129 「南部光徹氏所蔵遠野南部家文書」建武五年五月十一日浅利清連注進状(青森県史編さん中世部会編『青森県史資料編中世 南部氏関係資料』(青森県、二〇〇四年))。
- *130 本稿の対象時期には活動が見られないため検出しなかったが、文明奉書案にみえる小笠原氏一門の折野氏は阿波出身とされる(『姓氏』)。また、同じく文明奉書案などにみえる丸毛氏は、小笠原宗長の弟兼頼が石見国石見郡丸毛別府を名字として丸毛氏と称した一門であり(『尊卑分脉』三篇三三七頁など)、室町期以降、美濃国での活動が見える。
- *131 前掲註35井原今朝男「5章 信濃の中世社会と生活文化」・同「中世後期における債務と経済構造 求心的経済構造の空洞化」(『日本史研究』四八七号、二〇〇三年)・同「蜷川貞相の法楽和歌奉納と領主間ネットワーク」・同「室町期の代官請負契約と債務保証 山科家領信州五か荘での年貢収取の復活」(地方史研究協議会編『生活環境の歴史の変遷』雄山閣、二〇〇一年)。
- *132 前掲註35村石正行「諏訪社に残された足利義政の願文」・同「小笠原長時の書状一通 同名氏族間の交流から」(『長野県立歴史館研究紀要』十四号、二〇〇八年)。
- *133 「新渡戸文書」(年未詳)二月二十九日小笠原貞宗書状(『南北朝遺文東北編』八七八号)。
- *135*134 「斎藤文書」(『南北朝遺文東北編』八七七号)。
- 『南北朝遺文東北編』ただし、貞和二年十二月二十一日足利尊氏御判御教書案には宛所の南部政長が「南部遠江守」と官途で称されているのに対して、史料2では「南部六郎」と仮名で呼んでいる点に問題が残る。むろん、南部政長は北朝が「六郎」と仮名で呼んでいるのと同時期に南朝からは「遠江守」と官途で呼ばれていることを重視するならばこの点は問題とならない。小笠原貞宗は貞和三年五月二十九日には京都で没しており(『師守記』同日条「信濃史料」六巻二頁)、「くすり(薬)」のために鹿肉を欲している点などは、貞和三年頃の体調が衰えつつあった貞宗の様子を示しているようで興味深い。
- ただし、史料2に見える「御教書」とは「南部六郎(政長)」と宛所に表記して南部政長に御方に参ることを誘った「盛岡南部文書」(暦応四年二月七日足利直書御教書(『南北朝遺文東北編』五四〇号))を指すとみて、史料2を暦応四年に比定する可能性も生じる。差出の小笠原貞宗が「前信濃守」と名乗っている時期は暦応二年(貞和三年の間であるため(小笠原貞宗の「信濃守」の終見は「庵原文書」(暦応二年八月二十日小笠原貞宗代武田弥三郎入道軍忠状(『南北朝遺文中国・四国編第二巻』八八一号))で、「信濃前司」の初見は「金沢文庫文書」(康永元年九月六日室町幕府禅律方頭人奉書案(『南北朝遺文関東編』一三六〇号))、「円覚寺文書」(貞和三年三月二十二日高師直施行状(『南北朝遺文関東編』一六八六号))以降は出家して「入道」と見える)、いずれの年代比定も成立しうる。決め手を欠くため、本稿ではひとまず先学の年代比定に従った。
- *136 拙稿「南北朝期における信濃国管轄権の推移についての再検討」(『法政史学』七十号、二〇〇八年)。ただし、史料2を暦応四年と見た場合、信濃が鎌倉府管轄下にあった時期となるため、貞宗は信濃に在国していた可能性が高くなる。
- *137 「南部光徹氏所蔵遠野南部家文書」所収「小笠原氏・一条氏略系図」(『青森県史資料編中世 南部氏関係資料』)
- *138 さしあたり、最新の成果として小野正敏・五味文彦・萩原三雄編『考古学と

中世史研究 6 動物と中世 獲る・使つ・食らつ』(高志書院、二〇〇九年) 所収の諸論稿を参照のこと。

*139 信濃の諏訪社は鹿食を許容する鹿食免の神社として著名であり、この史料 2 から小笠原氏と諏訪信仰の關係に踏み込むことも可能であろうか。この点も後考を俟ちたい。

*140 前掲註 1 拙稿などを参照。

*141 前掲註 1 拙稿などを参照。

*142 前掲註 2 松本一夫「鎌倉」戦国期における宇都宮氏の被官について」。

*143 外山幹夫『大名領国形成過程の研究 豊後大友氏の場合』(雄山閣出版、一九八三年)。

*144 遠山成一「室町前期における下総千葉氏の権力構造についての一考察」『香

取造資料足納帳』の分析を中心に「『千葉史学』十六号、一九九〇年)。

*145 後藤芳孝「小笠原氏の内訌をめぐって」『松本市史研究』五号、一九九五年)。

【付記】本稿成稿の段階で、山梨県立博物館『開館五周年記念特別展 甲斐源氏列

島を駆ける武士団』(二〇一〇年一〇月)を得た。本稿でも述べた甲斐源

氏同士のネットワークについて正面から取り上げた展示である。また、

本稿で利用した史料 1・史料 2 についても触れられているが、本稿の内

容に活かすことはできなかった。参照されたい。